

古物商の主な遵守事項



1 名義貸しの禁止(法第9条)

古物営業の許可は、許可証の交付を受けた個人や法人です。
他人に許可者名義で古物営業を営ませてはなりません。

2 標識の掲示(法第12条第1項、第2項、第3項)

- (1) 営業所ごとに公衆の見やすい場所に国家公安委員会規則で定められた標識を掲示しなければなりません。
- (2) 常時使用する従業員が5人以下の場合又は管理するウェブサイトを有していない場合を除いては、ウェブサイト上に氏名又は名称、許可を受けた公安委員会の名称、許可証番号(以下「氏名等」という。)を掲示しなければなりません。
- (3) ウェブサイトを用いて取引しようとする場合、当該ウェブサイト上に氏名等及び取り扱う古物に関する事項を掲示しなければなりません。

3 変更の届出(法第7条)

許可を取得後、届け出た事項に変更があれば、
営業所の名称や所在地、営業所の新設、廃止に関する場合は、変更の3日前まで
それ以外の変更については、変更後14日以内(登記事項に関する場合は、変更後、
20日以内)
に届け出なければなりません。

4 営業の制限(法第14条第1項)

古物商は、営業所又は、取引相手の住所や居所以外の場所で買取り又は、売却の委託を受けることができません。

- ※ 取引相手の住所、居所等で古物の売買をする場合は、行商の届出が必要です。
ただし、仮設店舗の届出を行えば、その場所で買取り等を行うことができます。
なお、届出は、仮設店舗設置の3日前までに行う必要があります。

5 防犯三大義務

(1) 確認等(法第15条第1項、第2項)

古物の買い取り等を行うときは、身分証明書等で
相手方の住所、氏名、職業及び年齢
を確認しなければなりません。

(2) 帳簿等への記載と備え付け(法第16条、第18条)

古物の売買等を行ったときは、その都度、帳簿等に

○ 取引の年月日	○ 相手方の住所・氏名・年齢・職業
○ 古物の品目・数量・特徴	○ 身分の確認の方法

を記載しなければなりません。

帳簿は、最終の記載をした日から3年間、営業所に保管しなければなりません。

(3) 不正品の申告(法第15条第3項)

古物の売買を行った場合に不正品の疑いがあるときは、直ちに警察へ申告しなければなりません。

6 許可証の返納(法第8条)

古物営業を廃止した場合は、許可証を返納してください。

なお、6ヶ月以上営業を休止する場合には、許可の取り消しの対象となります。

- ※ 手続きについて不明な点があれば、営業所を管轄する警察署へ問い合わせてください。





身分確認及び帳簿等への記載等一覧表



★ 売買の価格が1万円以上の取引の場合

区分	売買古物の種類	買取りの際の身分確認	帳簿等の記載等の義務	
			買取時	売却時
原則	例外品目以外の古物	確認する	記載する	免除
例外	美術品	確認する	記載する	記載する
	時計・宝飾品類	確認する	記載する	記載する
	自動車(部分品を含む)	確認する	記載する	(一部免除)
	自動二輪車(部分品を含む)	確認する	記載する	記載する
	原動機付自転車(部分品を含む)	確認する	記載する	記載する

※ (一部免除)・・・相手方の住所、氏名、職業及び年齢の記載を省略できる。

★ 売買の価格が1万円未満の取引の場合

区分	売買古物の種類	買取りの際の身分確認	帳簿等の記載等の義務	
			買取時	売却時
原則	例外品目以外の古物	免除	免除	免除
例外	自動二輪車	確認する	記載する	記載する
	部分品のうちフレーム、ハンドル、エンジン、タイヤ等 部分品のうちネジ、ボルト、ナット、コード等	確認する	記載する	免除
		免除	免除	免除
	原動機付自転車	確認する	記載する	記載する
	部分品のうちフレーム、ハンドル、エンジン、タイヤ等 部分品のうちネジ、ボルト、ナット、コード等	確認する	記載する	免除
		免除	免除	免除
	・コンピュータゲームソフト等 ・ <u>エアコンディショナーの室外ユニット及び電気温水機器のヒートポンプ</u> ・光学的方法により音又は映像を記録したもの(CD、DVD等) ・電線 ・ <u>グレーチング(金属製のものに限る)</u> ・書籍	確認する	記載する	免除

※下線部・・・古物営業法施行規則の一部改正により、令和7年10月1日から追加。